

指定短期入所生活介護
利 用 契 約 書

社会福祉法人 遺徳会

高石特別養護老人ホーム

当施設は介護保険の指定を受けています。

大阪府指定 第2775300177号

(以下「利用者」という。)と社会福祉法人遺徳会 高石特別養護老人ホーム所長金子紘一郎(以下「事業者」という。)は、利用者が事業者から提供される短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第1章 総則

第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営む為に必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する短期入所生活介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項(以下「短期入所生活介護計画」という。)は、重要事項説明書に定めるとおりとします。

第2条 (契約期間)

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月とします。契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに6ヶ月間同じ条件で更新されるものとし以後も同様とします。
- 2 契約満了日の2日前までに利用者から事業者に対して文書により契約終了の申出がない場合には、契約は更新されたものとします。

第3条 (短期入所生活介護計画の決定・変更)

- 1 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン。以下省略)が作成されている場合には、それに沿って利用者の短期入所生活介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介するなど居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、短期入所生活介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条 (介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、入浴、排泄及び食事等の介護並びにその他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条 (介護保険給付対象外サービス)

- 1 事業者は利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。

- 2 前項の他、事業者は、重要事項説明書に定めるサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条 (契約期間と利用期間)

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第7条 (運営規程の遵守)

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、利用者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者に対して事前に説明することとします。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解約することができます。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第8条 (サービス利用料金の支払い)

- 1 利用者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分：通常はサービス利用料金の1割に居住費、食費を加えた額)を事業者に支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。この場合、要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。
- 2 第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、利用者は利用期間中の食事代及び利用者の日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く)を事業者に支払うものとします。
- 4 利用者は、前3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に支払うものとします。

第9条 (利用の中止、変更、追加)

- 1 利用者は、第6条に定める利用期間前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 利用者が、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消し料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所が満室で利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を利用者に提示して協議するものとします。
- 4 利用者は、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止する事ができます。
- 5 前項の場合に、利用者は、既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第14条第3項(原状回復の義務) その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担している時は、利用終了日に清算するものとします。
- 6 第4項により利用者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第10条 (利用料金の変更)

- 1 第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第8条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむをえない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務等

第11条 (事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態から見て必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者若しくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 6 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、すみやかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第12条 (事業者のサービスの実施不能)

- 1 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合に対して当該サービスを提供すべき義務を負いませ

ん。

- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払を請求できるものとします。

第13条 (守秘義務等)

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、短期入所生活介護サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第3者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に拘わらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文章により得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第4章 利用者の義務

第14条 (利用者の施設利用上の注意義務等)

- 1 利用者は、居室、共用施設及び敷地をその本来の用途にしたがって、利用するものとします。
- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとる事を認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者は、事業所の施及び設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室、共用施設及び設備の利用方法等を決定するものとします。

第15条 (利用者の禁止行為)

利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- (1) 決められた場所以外での喫煙
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- (3) その他決められた以外の物の持ち込み

第5章 損害賠償 (事業者の義務違反)

第16条 (損害賠償責任)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由より契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任をすみやかに履行するものとします。

第17条 (損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ次の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第18条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第6章 契約の終了

第19条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 1 利用者は、次の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - (1) 利用者が死亡した場合
 - (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合
 - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (6) 第20条から第22条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第20条 (利用者からの中途解約)

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者は、次の各号に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - (1) 第7条第3項、第10条第3項により本契約を解約する場合
 - (2) 利用者が入院した場合
 - (3) 利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合

第21条 (利用者からの契約解除)

利用者は事業者もしくはサービス従事者が次の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が、第13条に定める守秘義務に違反した場合

- (3) 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第22条 (事業者からの契約解除)

- 1 事業者は、利用者が次の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (2) 利用者による第8条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (4) 利用者が、介護老人福祉施設または介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- 2 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が利用者に対して実施したサービスの利用料金については、全額利用者の負担とします。

第23条 (精算)

第19条第1項第2号から第6号により本契約が終了した場合において、利用者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第14条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第7章 その他

第24条 (虐待防止)

事業者は、利用者の人権並びに虐待防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じるものとします。

- (1) 研修等を通じて、サービス従事者の人権意識の向上を図り、虐待の未然防止に努めます。
- (2) 個別支援計画を作成して、適切な支援の実施に努めます。
- (3) サービス従事者の悩みや苦勞の相談体制を整え、サービス従事者が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

第25条 (情報の開示)

事業者は、サービスの向上を図るため利用者及びその家族に対して、処遇日誌等利用者の介護及び看護に関する情報を開示します。

第26条 (苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情、相談、要望並びにこれらに準ずる事項(以下、苦情等という。)に対して、苦情等を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第27条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

事業者

住所 大阪府高石市取石5丁目8番15号

事業者 社会福祉法人 遺徳会

高石特別養護老人ホーム

所長 金子 紘一郎 印

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

(続柄)